

第1回石狩市いじめ問題対策協議会 議事録

〔日 時〕平成29年8月30日（水）午前10時00分～

〔場 所〕市役所3階庁議室

〔出席者〕松井 明生（石狩市校長会代表者）高橋 真（石狩市教頭会代表者）
佐藤 優夫（石狩市教頭会代表者）岩崎 雄三（石狩市人権擁護委員代表者）
上ヶ嶋浩幸（こども相談センター長）

〔事務局〕佐々木隆哉（生涯学習部部長）開発 克久（教育支援センター長）
菊池 拓（就学支援担当主査）

〔傍聴者〕1名

1. 開会

（佐々木部長挨拶）

2. 自己紹介

（出席者・事務局自己紹介）

3. 協議会について

（事務局より説明）

4. 平成28年度のいじめの状況について

（事務局より説明）

【岩崎】平成28年度は62件ということで、前年度からみると3倍に膨れているのですけれども、この辺の状況というのは、どのように捉えているのでしょうか。

（事務局）文科省からも通知がありました。早期に認知をして、早期に解消しなさいということで、学校現場においては、些細なことでも早期に対応し、早期解消に努めていると。その結果として、ご指摘のとおり62件という数値になっているとおさえております。

【松井】昔は些細なものというのは、解消しているものとして、担任が割と数字には出さなかったものですけど、それを積極的に出しなさいということで、たぶん、解消している件数がこれだけあるということなので、些細なことも数字として隠さないであげなさいということもあるので、全国的にも認知件数は増えていることになっていると思います。ですから、去年より3倍多くなったというよりは、些細なこともきちんと数字に計上しているよという意味合いだと思います。

（事務局）平成27年の8月に文科省から、いじめの件数があがってこないこと自体が問題だという通知がきています。ここから、本当に些細なものまで全部報告をあげようという感じになっています。

なお、補足ですけど、先ほど1件が継続支援中ということでご報告いたしました。3月末では継続支援中ではありますが、4月14日に本件についてもいじめは解消されております。

【岩崎】解消されましたというのは、当事者同士の児童生徒の間で一定程度の理解が示されて、もういじめはやめようね、もういじめませんよ、という形になったから解消されたということなのか、例えば、いじめているほう、いじめられているほうの保護者もいれてそういう認識にたって整理されたから解消したというふうに理解するのか、その辺はどうなのでしょうか。

(事務局)当事者双方、いじめた子ども、いじめられた子どもから担任が事実確認を行い、それについて、いじめとして認知した場合には、いじめた側は謝罪する、それに対して、いじめられた側は受け止めるということで、まずは当事者双方が納得する。その上で学校では、加害、被害、双方の保護者に、事案の中身、処理顛末について報告をして、それで学校としては解消という理解で報告があがってきています。その積み重ねの件数が62件ということになっております。

5. 平成29年度第1回いじめ把握アンケート調査結果について

(事務局より説明)

(事務局)龍島委員のご意見ですと、いまここではいじめの認知件数は31件となっていますが、それが、257件とか413件というような数字になっていくという話なのですが、これは文科省の調査としてやっていますから、文科省がどういう答えを求めているのか、そういうものも全部いじめだということであげて来させようとしているのかというのが一つのポイントになると思いますし、もう一つは、学校側が200とか400という数字のそれぞれについて報告なり対応を求めるといった、実務的な負担というものがどういうふうになるのか、その二つがこれから検討するポイントになるのかなと思います。今すぐ結論が出る話ではないと思うのですけど、そのあたりをしっかりと意見交換していきたいと思っています。

【松井】アンケートがあがってきて、解消しているというところがあるにせよ、どんなことがあったのか聞いたり、解決していくなかつたりしたら、だいたい二人と話すと勘違いとか色々なことがありながら、だいたいは解消して継続するようなことはないので、その一つ一つを報告書にまとめるかといったら、それは事務的には大変ですね。例えば、からかわれたとかそういう経験は割とあるので。記述とか報告書にするというのはなかなか大変だと思います。

【高橋】アンケートが年2回ありますが、実際、各学級でアンケートを実施し、子どもはそれなりに、いじめられたということでつけてきますので、そこからは、担任の先生が一件一件、いじめられた子、いじめた子の聞き取りを行っていきます。うちの学校は、その集約は教頭のほうにあがってきて、担任一人一人と認知しなければならない事案があるかどうかを聞きます。それについては、生徒指導部というよりも、そこは重大な部分もありますので、それぞれの学校の解釈によると思いますけど、やっぱり管理職対応のなかなと思っています。認知した部分の報告書、調査票というものがあると思いますが、その部分は大変だと思っています。確かに意見書にもあるように、事務量は多くなると思うのですけど、やはり、重大な事案の発生を未然に防いでいくですか、命に関わるということもありますので、この辺はやはり慎重に対応していくしかないのではないかというふうに思います。実際に、軽く解釈してしまったがために起こってきた事件というのも多々あると思うのです。親御さんとのトラブルとか、新聞報道だけではない事件もたぶんあると思うのです。負担じゃないですかと言われると、担任も負担ですし、我々もそうですが。ただ、石狩市の場合は、アンケートだけではなく月毎にいじめの発見、認知したものをお教育委員会に報告をするという部分が、決め細やかな取組をされているなと思いました。

(事務局)いじめの認知とは別に、いじめられたことがあると答えた子については、学校としては一件ずつ丁寧に対応しているというのが現実というところですよね。これについては中学校も同じだと思うのですが。

【佐藤】同じですね。担任と連携をたくさんとつて、話をしている中で見えてくる部分もあると思うので、そういうことはしています。

【岩崎】私たちは、学校に協力を頂いて人権教室をやるのですけど、いじめについて話をするときには、いじめているほうにいじめているという認識がそんなに無いのだろうけど、いじめられているほうが、少しでも、嫌だ、悲しい、辛いと思ったら、もうそれはいじめになるんだよ、ただ、いじめにあつたら、学校の先生、保護者に相談しなさいということもお話するし、それから、日常の中で本当に些細なことで起きていることが結構あると思うのだけれども、いじめているほうが、今日、あの子にあんなことをした、こんなことを言った、もしかしてこれはいじめになるのかなと思ったら、翌日、その子にごめんねと謝りなさい、謝ることによっていじめが無くなるんだよ、ということを話をしながら、我々は人権教室をしています。

6. 平成29年度いじめ防止への取組について

(事務局より説明)

【松井】中学校での集会は、もう実施済なのか未実施なのか分かりますか。

(事務局)一校ずつ確認はしていないのですが、昨年度の取組を見ると、10月以降に実施している学校が多いです。今年も全校で集会を実施すると報告を受けておりますので、どうにか参加できないかなと考えています。

【松井】実際に子どもが行くとなると色々とハードルもあつたりして、うちの校区でいえば、生徒会と児童会が交流するようなものもあるので、そういうところでの交換もあつたりします。集会の時に児童会の子どもたちが行くことはやぶさかではないですが、子どもたちが本来受ける授業を抜けていくということになると、そこをどうするのかということもありますよね。石狩中でやっているのは、6年生が全員来ているのか、授業を抜けて来ているのか、それとも完全に中学校の6時間目（小学校が終わっている時間）にやっているのかは分からぬですが、子どもたちの学習権があるので。例えば、作るのは大変でしょうが、中学校で集会をやっている様子だと、中学校の役員から小学生に向けてのメッセージみたいなものを入れたDVDを、朝のスキルタイムとかがあるので、そういう時間に全校で見ましょうというほうがすごく有効なのかなと思ったりしますが、学校ごとの事情は色々とあると思いますので。うちの6年生でいえば、去年から中学校のほうに出向いて、学校祭の吹奏楽のリハーサルの時間を見に行って、そのまま中学校を見学して校長先生にオリエンテーションをしてもらいました。それは早い段階でということで、9月くらいに子どもたちも中学校の中に入れるし、すごく効果があると思いました。それをいじめの集会の時に6年生が一緒に参加するかとなれば、そこにしようかという色々な考え方も出来ますが、今年からというのは難しいので、来年はそういうことも出来るかも知れない。うちの校区だけ考えると。緑苑台は來ていなかつたんですけど、双葉と花川小は中学校の中を体験してということが出来たので、アイディア的には色々とあるかも知れませんが。

(事務局)小中が連携した取組をするというのを決めて、その中で校区内である程度自由な発想を持って交流

をすると。例えば、いま校長先生が言われた通り、生徒会と児童会との交流の中でいじめの部分を話題にしてくださいとか、そういう形で自由度を持たせて実施していただくというほうが良いということですね。

【松井】どんなことをやっていますかと聞かれて、紙面で出さなければならないとなれば、うちはこういうことをやっていますという意識化にもなると思います。うちでいえば、児童会と生徒会が集まっているところで、いじめのことも視野に入れながらやると、それはそれで負担はすごく減るのかなと思います。小中連携で、6年生が事前に中学校の雰囲気に触れるというのは、中1ギャップの解消にも繋がると思いますので。

(事務局)中学校ではどうでしょうか。こういう小中連携という部分は出来そうでしょうか。

【佐藤】小中連携は昨年度から本格的に進めていて、教科の内容が多いのですけど、先ほど出ていた、児童会と生徒会交流ですか、互いに学校祭と学芸会を見合つたりですとか、近くには、沖揚げ音頭と一緒にやったりするなど、色々な連携はやろうとしています。

(事務局)集会に必ずということではなく、普段から実施している小中連携の活動も活用しながらとお願いしたほうが学校としては取り組みやすいということですね。他はございませんでしょうか。

【岩崎】基本的には良いと思いますので、進めさせていただきたいと思います。もちろん学校のほうも諸事情はあると思いますけど。

(事務局)取り組めるところは本年度から取り組んでいただいて、できないところについては、来年度に向けて、という説明を(校長会等へ)していったほうが良いということですね。

7. 石狩市いじめ防止基本方針の改定について

(事務局より説明)

【岩崎】何点か確認したいのですけど、重大事態が発生した場合の調査主体ですが、学校が主体となる部分と教育委員会が主体となる部分と書いてあるのですけど、まず最初に、学校の主体の調査を行って、その報告を受けて教育委員会が主体となった調査を行うということなのか、それとも、内容によっては学校の調査を省略して、教育委員会が設置している、いじめ問題調査委員会にすぐ調査を依頼するということも考えられるのかどうか。それから、市長に報告をして、被害者のほうにも報告しますので、もし、被害者のほうからこの調査については納得いかない、再調査をしてくれと言われたときに、市長が再調査をするというふうに決定した場合、再度、いじめ問題調査委員会のほうに調査を依頼するのか、それとも、全く別な独立した委員会を作って、市長のほうで調査を行うのかどうか。

(事務局)重大事態について、それぞれ調査主体が学校であったり教育委員会であったりと、それをどのような根拠をもとにして振り分けをするのかというご質問ですが、それにつきましては、重大事態の中身にもよってくると思います。重大事態ですので、子どもの命が関わっていたり、財物の関係もあったり、いじめの中でも非常に重たい事案であると思います。事案の特性や従前の経緯、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合や重大事態への対処及び同種の事態の発

生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合は、教育委員会において調査を実施するものと認識しております。それから、市長部局での再調査の認識の部分ですが、法30条2項では、いま岩崎委員からご質問がありました、意見が寄せられた場合、最終的には市長が再調査が必要であると認めた場合は、法30条2項に基づいて調査をしていくことになります。なお、その調査につきましては、教育委員会の調査委員会に改めてフィードバックをして再調査をするということではありません。あくまでも、調査委員会の結果報告書、それを市長に出すと。それを踏まえて市長が必要であると認めれば、法に則った再調査をしていくということになります。その場合の再調査の方法については、法律で、附属機関を設ける等の方法によりという書き方をしております。ですから、教育委員会に置かれるいじめ問題調査委員会とは別な組織を置いて調査をするというケースがあります。

【上ヶ島】第2章1の（1）の②で、いじめ調査委員会が、防止対策もするけど、どちらかというと、いじめの重大事案が発生した場合にやるというのが、この問題調査委員会の主たる目的なのかなと思いますが、そうすると、防止等のためのというところに掲載されていますので、ちょっと感じたのが、第3章の調査を行うための組織、②のほうに再掲しても良いのかも知れませんし、下の丸ポツに具体的な内容をこちらに移動してはどうかなと思いました。また、先週、政策担当が音頭をとって、市長部局のほうで再調査したときにどういう対応をするのかということも話し合われておりまして、色々と意見も出ていて、慎重論も結構強めに出ていたりもしています。また近々、2度目、3度目の会議があると思います。その辺を踏まえて、市長部局のほうで、がっちりとした再調査の組織を作るのか、あるいは、形だけ作っておく程度にしておくか、ちょっと分かりませんけど、その辺は時間がかかるのかなと思っています。

(事務局)今回、私が説明しましたとおり、この協議会で意見が出されます。それから、こういった意見を踏まえて、改正素案として、素案修正をしていきたいと思っています。当然、それを踏まえて市長部局とも別途調整をしなければならなかったりしますので、それはまた府内協議をして参りたいと思っております。

【高橋】文言ということではなくて、ちょっとお伺いしたいのですが、改定されることにあたって、例えば教育相談体制も充実されるのかなというふうに読み手は受け取るかなと思います。例えば、紅南小学校ですと、スクールカウンセラーが月1回という回数の配置です。それから、SSWの先生にも非常にお世話にはなっているところですけれども、ここで謳われているのは、巡回型というような部分がありますよね。具体的には充実させるためには、そういう人的な部分の充実とともに、予算が伴うものだと思うのですけど、そういうものもあるのか、あるいは、Q-Uの検査というのも謳われているのですけど、当然、うちの学校でも検査用紙をいただき行っています。しかし、実際に結果分析を行い、マトリックスを作っているのは、一人のコーディネーターが全学級をやっていると状況なのです。しかし、市町村によっては、結果分析マトリックスをコンピューター処理をするというような予算をつけているところもありますし、せっかく改定して、そういう部分を充実させるという部分でいけば、そのあたりの文言とは違う部分の、予算ですとか体制ですとかの充実というのは考えていらっしゃるのでしょうか。

(事務局)仰るように、これは毎年毎年の予算がからむ話なので、今の時点で、充実させますということまではちょっと言えません。教育委員会としては、充実させたいという思いを持って、毎年の予算の要求を保護していくということは、方向性としては間違ひなく言えるかと思います。あとはその時の財政状況によって、どこまで出来るかという話になっていくと思います。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーという部分も、いま

教頭先生からお話をあったのですけど、道教委からの予算分で配置というのが月1回となっていて少ない時間配分なのですが、今年度から教育委員会のほうに臨床心理士を置いていますので、必要に応じてすぐ派遣できるようにしています。スクールソーシャルワーカーの巡回については、事案が多ければ多いほど学校に行くこともありますし、なるべく定期的に学校は全部回るというような体制をとって、先生たちの子どもたちの変化の気づきというものを多く拾えればと教育委員会では思っています。

【上ヶ島】6ページの①の石狩市いじめ問題対策連絡協議会で、こども相談センターとありますが、格上げするという話もあったので、そういう点で、こども相談センターでよろしいのですかということなのですが。

(事務局)検討させていただきます。まだ期間もありますので、この後、気づいた点等があればまたご意見をいただければと思います。

8. 石狩市いじめ防止対策組織の設置について

(事務局より説明)

【岩崎】各種審議会等があるのでしょうけれど、事務局が、協議会とか委員会の構成メンバーに入るのはどうなのでしょうかね。

(事務局)そこら辺は変わっていくと思います。

9. その他

(事務局)今回の協議会全体を通して、何かご質問、ご意見等があればいただきたいと思いますが。

(なし)

10. 閉会

(事務局)長時間にわたりご協議、また貴重なご意見をいただきました。本日は有り難うございました。

議事録は上記のとおりであることを認めます。

平成29年 9月26日

石狩市いじめ問題対策協議会

岩崎 勝三